平成２８年（フ）第２１７号
徳島県板野郡藍住町東中富字鑓場傍示24番地18　ＳＥＧＵＲＡ東中富　201号、旧住所大阪府高槻市柱本新町８番Ａ７―106号
債務者　髙井　和子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
愛媛県新居浜市西連寺町１丁目９番46号
債務者　森田　公平
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２３号
高知県高岡郡椋原町下西の川205番地
債務者　松浦沙耶香（旧姓桑尾）
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第４９２号
熊本市中央区黒髪５丁目36番28号　ロイヤルハイツセリーヌ　205
債務者　川俣　幸次
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５０２号
熊本市東区東野２丁目26番４号、前住所熊本市東区沼山津１丁目24番30号
債務者　坂田万里栄
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８号
熊本市西区蓮台寺２丁目８番22号　プロローグ蓮台寺　203号
債務者　川越　　正
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０９号
宮崎市神宮東１丁目８番27号　神宮レジデンス305号、前住所宮崎市丸島町４番３号　第６シャトーモリオカ501号
債務者　小森　榮子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０６号
宮崎県都城市一万城町99号９番地４　二の宮アパート１Ｆ
債務者　岩永　　博
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１０７号
宮崎県都城市一万城町99号９番地４　二の宮アパート１Ｆ
債務者　岩永たか子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４６３号
鹿児島県鹿児島市伊敷２丁目13番49号
債務者　水口のぞみ
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2350番地宮下住宅２号棟44号室
債務者　知野見　毅
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
鹿児島県薩摩川内市中郷町2299番地１
債務者　林　　久幸
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第９１６号
神戸市東灘区住吉台２番12―508号
債務者　鈴木　大樹
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４４号
神戸市須磨区車字古川1328―１―303、住民票上の住所神戸市須磨区車字古川1328番地の１メゾンドルミエール妙法寺403号
債務者　寺嶋　晴美
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０８１号
埼玉県戸田市美女木東１丁目２番地の25　北戸田住宅Ｂ―611号室
破産者　佐藤　七郎
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５８号
埼玉県鴻巣市袋733番地１
破産者　青田　紀江
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係